

### 第31回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開催日時	平成30年1月15日(月)午後1時30分から午後3時0分
開催場所	和泉市役所1号館3階会議室
出席者	委員:弁護士、警察OB、大学教授 事務局:総務部総務監、契約検査室長、契約担当課長、契約検査室総括主幹、合計7名
審議対象期間	平成29年8月1日から平成29年11月30日まで
議題	議案審議 (1)入札・契約手続きの運用状況について (2)入札方法別抽出工事案件審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第3条に基づき、同基準第2条第1号の工事等一覧表の中から、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。 その他 (1)指名停止と再苦情処理の状況について (2)談合疑義に関する対応について
審議概要	(1)入札・契約手続きの運用状況について ①和泉市建設工事合併入札実施要綱の制定について ②和泉市緊急工事等事務処理要領の制定について 委員～合併入札とは、複数工事を当初から合併入札するのか。それとも入札後に合併するのか。 事務局～複数の工事を一つの案件として入札する方法である。 「繁和橋橋梁架替工事(H29-1)及び肥子2-0号線管布設工事その7」が事例となる。 委員～緊急工事は、概算見積書による契約だが、金額が適正か否かについてどのようにチェックしているのか。 事務局～工事完了までに詳細見積書を提出してもらおう。工事担当者が現場確認等を行い、国・府の積算基準表により設計書を作成するなど精査を行う。その結果、必要に応じて契約変更等の対応を行う。 委員～緊急工事の業者選定の基準は。 事務局～事務所の所在地や緊急対応が可能か等、選定条件を要領で定めている。 (2)入札方法別抽出工事案件審議 平成29年8月から11月まで(87件)の抽出案件(10件)の入札・契約について説明。

審議概要

・制限付一般競争入札案件

- ①「繁和橋橋梁架替工事(H29-1)及び肥子 2-0 号線管布設工事その 7」
- ②「市立郷荘中学校体育館非構造部材耐震化等改修工事」  
(質疑なし)

・公募型指名競争入札案件

- ①「市営住宅空き家補修工事」
- ②「松尾寺 5-33 号線管布設工事その 2」
- ③「市立南横山小学校体育館非構造部材耐震化等改修電気設備工事」
- ④「伏屋 4 号公園管理工事」

委員～最低制限価格でのくじ抽選がよく見受けられるが、④のような落札率 94%というのとは何か理由があるのか。

事務局～一概には言えないが、工事内容により、設計金額に対し人件費の占める割合が多い場合は経営努力による削減余地が少なくなるので落札率が高くなると考えられる。

・指名競争入札案件

- ①「市立郷荘中学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事」
- ②「和泉市消防団下宮班器具庫建替工事」

委員～体育館の機械設備工事について、13 者中 11 者が事前辞退で、あとの 2 者のうち、1 者が入札書での辞退であり、落札率が 100%となっているが、不自然ではないのか。

事務局～体育館非構造部材の工事案件は中小企業振興条例に基づき、分離発注（本體工：建築、附帯工：電気・機械）を行なっている。附帯工事の電気・機械工事についても本體工事の工期中は技術者の配置を必要としている。辞退の主な理由が「工期が長い」、「金額が合わない」であったことから、金額・発注時期・技術者の拘束期間も関係しているものと思われる。

委員～何らかの対応を考えているのか。

事務局～新年度から一定金額の発注案件(指名競争入札案件)については、技術者等の専任緩和措置を講じる。平成 29 年 11 月に詳細について市ホームページに掲載した。

・随意契約案件

- ①「和田浄水場 1.2 系ろ過池差圧流量計取替工事」
- ②「鶴山台管渠緊急布設替工事」

委員～落札率が 100%でなかった理由は。

事務局～随意契約の全てが 100%で契約されるものでない。

落札率が高くなる案件は、入札不調案件の 8 号随意契約がほとんどである。不調の理由は、「設計金額が低く積算が合わない」である。

その他

(1)指名停止と再苦情処理の状況について

- ・指名停止業者 該当無し
- ・苦情処理案件 該当無し

(2)談合疑義に関する対応について

○事務局から投書(匿名)等及び入札結果について報告。

事務局～前回の委員会から本日までの間、本室及び庁内関係課あてに投書4件とホームページでの問合せ5件があった。

投書内容は、造園工事の入札結果が94%で落札していることを、投書者本人が公正取引委員会に報告した旨、記されていた。また、ホームページでの問合せについては、入札結果の公表を迅速に行うよう要請するものであった。

委員長～市は、どのように対応したのか。

事務局～投書等により新たな事実が明らかになったものではないので、特段の動きは行っていない。ただ、関係課職員による助言を踏まえ、公正取引委員会に対し、本市の入札制度や談合情報に関する対応マニュアルの適否等について一般的な相談を行った。

委員長～個別の事案について相談したのではなく、一般的な相談をしたということか。

事務局～そのとおり。個別事案の相談を行った場合は、公正取引委員会の調査対象となる可能性があることから、本市としては、相談したか否かも含めて他言できないものである。

委員長～市が公正取引委員会に対し、一般的な相談を行ったという事実のみ確認した。今後も適正に対処の上、適宜報告をお願いしたい。

委員～入札結果のホームページ公表は、すぐにできないものか。

事務局～窓口での公表は翌日に行っているが、ホームページでの公表は、事務の都合上、2週間分をまとめて行っている

委員～可能ならば、ホームページ公表も速やかに実施してはどうか。

事務局～検討したい。

以上